

北海道暴力団の排除の推進 に関する条例の制定について

平成 22 年 12 月に「北海道暴力団の排除の推進に関する条例」が北海道議会において可決され、平成 23 年 4 月 1 日より施行されます。

同条例では、

- ・ 暴力団を恐れない
- ・ 暴力団に資金を提供しない
- ・ 暴力団を利用しない



の 3 つを基本理念に、すべての道民などが一致団結して、社会全体で暴力団の排除を推進し、明るい北海道の実現をすることを目的としています。

条例の概要

【公共事業等からの暴力団排除】

北海道の事務事業等によって暴力団関係事業者を利用することとならないための措置や、公の施設が暴力団の活動に利用されないための措置を講じます。

【暴力団の利用等】

事業者が、事業を有利に進めるために暴力団の威力を利用したり、不当な利益を得る目的で暴力団を利用することが禁止されます。

また、暴力団員等が不正な方法により得た物品の譲り受けが禁止されます。

※ 悪質な違反者は、勧告・公表の対象となることがあります。

【暴力団への利益の供与】

事業者が、暴力団の威力を利用する目的や、暴力団の活動等に協力する目的で、暴力団に利益を提供することが禁止されます。

※ 悪質な違反者は、勧告・公表の対象となることがあります。

【暴力団事務所に利用される不動産売買等】

暴力団事務所に使用される不動産を譲渡、貸付けすることが禁止されます。

※ 悪質な違反者は、勧告・公表の対象となることがあります。

【学校等周辺での暴力団事務所の運営等】

学校、幼稚園、公民館、図書館、博物館等の保護対象施設の周囲 200 メートル以内で暴力団事務所を開設・運営することが禁止されます。

※ 違反者には、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金が科されます。

「安全で犯罪のない北海道」を実現するために、みんなで一致団結して暴力団と対決しましょう。暴力団に関する相談や情報の提供は、お近くの警察署や交番にお願いします。



暴力団総合対策の案内 (外部サイトヘリンク)

http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/info/keiji/bouryoku_taisaku/bouryoku-taisaku.html